

訪問介護サービス事業（ホームヘルプサービス）重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(群馬県指定 第 1072600131 号)

当事業所はご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◇ 目次 ◇◆

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域及び営業時間
4. 職員の体制
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. サービスの利用に関する留意事項
7. 苦情の受付について

1. 事業者

- | | |
|-----------|-------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人草津町社会福祉協議会 |
| (2) 法人所在地 | 群馬県吾妻郡草津町大字草津 464 番地 28 |
| (3) 電話番号 | 0279-88-1050 |
| (4) 代表者氏名 | 会長 中澤 隆 |
| (5) 設立年月日 | 平成 2 年 3 月 29 日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|-----------------|-----------------------------|
| (1) 事業所の種類 | 指定訪問介護事業所 |
| (2) 事業の目的 | 要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護の提供 |
| (3) 事業所の名称 | 草津町在宅介護サービスセンター |
| (4) 事業所の所在地 | 群馬県吾妻郡草津町大字草津 464 番地 28 |
| (5) 電話番号 | 0279-88-1050 |
| (6) 事業所長(管理者)氏名 | 上坂 尚己 |
| (7) 当事業所の運営方針 | |

- 1 要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。
- 2 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(8) 開設年月日 平成 12 年 4 月 1 日

(9) 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

【指定居宅介護支援事業】 平成 12 年 2 月 1 日

【地域密着型通所介護事業】 平成 12 年 3 月 10 日

【訪問型独自サービス事業】 平成 18 年 4 月 1 日

【指定介護予防専門型通所介護事業】 平成 18 年 4 月 1 日

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 草津町全域

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（ただし、国民の休日、12月29日～1月3日を除く）
営業時間	午前8時30分～午後5時15分
サービス提供時間	午前8時30分～午後5時15分

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 事業所長	1名			1名	
2. サービス提供責任者	1名	2名	2.2	1名	
3. 訪問介護員	1名	7名	3.9	2.5名	
(1) 介護福祉士	1名	5名	3.1		
(2) 訪問介護養成研修 1級（ヘルパー1級）課程修了者					
(3) 訪問介護養成研修 (ヘルパー2級)課程修了者		2名	0.8		
(4) 訪問介護養成研修 3級（ヘルパー3級）課程修了者					

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについては、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
 - (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合
- があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要と利用料金〉

○身体介護

体位変換・部分清拭・入浴・排せつ・食事等の介助を行います。

○生活援助

生活に関する相談・助言・調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の援助を行います。

① 身体介護

○入浴介助

入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（部分清拭）などをします。

○排せつ介助

排泄の介助、おむつ交換を行います。

○食事介助

食事の介助を行います。

○体位変換

体位の変換を行います。

② 生活援助

○調理

ご契約者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）

○洗濯

ご契約者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）

○掃除

ご契約者の居室の清掃を行います。（ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。）

○買い物

ご契約者の日常生活に必要となる物品の買い物を行います。（預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。）

〈サービスの利用料金〉（契約書第7条参照）

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前8時から午後5時15分）での料金は次の通りです。

	サービスに要する時間		30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 (30分増すごとに)
身体介護	1. 利用料金	総額	2,400円	3,870円	5,670円	+820円
	2. うち、介護保険から 給付される金額	1割	2,196円	3,484円	5,103円	738円
		2割	1,952円	3,096円	4,536円	656円
		3割	1,708円	2,709円	3,969円	574円
	3. サービス利用に係る 自己負担額（1-2）	1割	244円	387円	567円	82円
		2割	488円	774円	1,134円	164円
		3割	732円	1,161円	1,701円	246円
	サービスに要する時間		20分以上 45分未満	45分以上		
	4. 利用料金	総額	1,790円	2,200円		
生活援助	5. うち、介護保険から 給付される金額	1割	1,611円	1,980円		
		2割	1,432円	1,760円		
		3割	1,253円	1,540円		
	6. サービス利用に係る 自己負担額 (4-5)	1割	179円	220円		
		2割	358円	440円		
		3割	537円	660円		
	7. 利用料金 (1回あたり)	総額	970円			
	8. うち、介護保険から 給付される金額	1割	873円			
		2割	776円			
		3割	679円			
	9. サービス利用に係る 自己負担額 (7-8)	1割	97円			
		2割	194円			
		3割	291円			

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画書に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

☆訪問介護養成研修3級課程（ヘルパー3級）修了者による身体介護サービスについては表の利用料金の30%が割り引かれます。

☆2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意の上で通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

※2人の訪問介護員でサービスを行う場合（例）

- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為などがみられる方へサービスを行う場合

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス料金の全額を一旦お支払いいただ

きます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービスの利用料金の全額がご契約者の負担となります。

	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 (30分増すごとに)
身体介護	2,440円	3,870円	5,670円	+820円
	30分未満	30分以上 1時間未満		
生活援助	1,790円	2,200円		

☆介護保険料に10%の小規模事業所加算が加わります。

☆総合金額に処遇改善加算22.4%が加わります。

☆訪問介護員養成研修3級課程修了者による身体介護サービスについては、表の利用料金の30%が割り引かれます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1か月前までにご説明します。

（3）交通費（契約書第7条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住いの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の費用として、下記の料金をいただきます。

1km：10円

（4）利用料金のお支払方法（契約書第7条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、翌月5日までに前月分のご請求をしますので、翌月10日までにお支払いください。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

（5）利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、若しくは新たなサービスの利用を追加することが出来ます。この場合にはサービスの実施日の7日前までに事業者に申し出ください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の当日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の 50% (自己負担額相当)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供に当たっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替（契約書第5条参照）

① ご契約者からの交替の申し出

訪問介護員の交替を希望する場合には当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交代を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることが出来ます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名は出来ません。

② 事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項（契約書第5条参照）

① 定められた業務以外の禁止

契約者は「5.当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

② 訪問介護サービスの実施にあたって契約者の指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③ 備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更（契約書第9条参照）

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス料金を請求します。

(5) 訪問介護員の禁止行為（契約書第13条参照）

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

① 医療行為

② ご契約者若しくはその家族等からの物品等の授受

③ ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供

④ 飲酒及びご契約者若しくはその家族等の同意なしに行う喫煙

⑤ 契約者若しくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

⑥ その他契約者若しくはその家族等に行う迷惑行為

7. 苦情の受付について（契約書第 22 条参照）

（1）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 担当者 上坂 尚己

○電話番号 0279-88-1050

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

（2）行政機関その他苦情受付機関

草津町役場福祉課	所在地 群馬県吾妻郡草津町大字草津 28 番地 電話番号 0279-88-7189 ファックス 0279-88-0002 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
国民健康保険団体連合会	所在地 群馬県前橋市元総社町 335 番地 8 電話番号 027-290-1363 ファックス 027-255-5077 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時

8. 個人情報の取り扱いについて

個人情報の保護に関する法律（平成 17 年 4 月 1 日施行）に基づき、草津町社会福祉協議会の保有する個人情報（居宅支援事業・通所事業・訪問回議事業・地域福祉事業・団体支援関係等）は業務に必要な範囲で利用することとし、その保護に努めます。

尚、取り扱う場合は慎重を期するとともに利用者及び関係事業所等への周知をいたします。

9. 第三者評価の実施状況について

（1）実施の有無 → 無

令和 年 月 日

指定訪問介護サービスの提供に際し、書面に基づき重要事項の説明を行いました。

草津町在宅介護サービスセンター

説明者職名 サービス提供責任者

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意し受領しました。

利用者住所 群馬県吾妻郡草津町大字草津

氏名 印